

青色申告承認申請書の書き方

※平成29年3月15日までに申請が必要です

1090

所轄の税務署名を記入

書類の提出日

事業所を持っている場合、事業所の屋号と住所を記入

青色申告を始めた年

所得の種類 (複数ある場合はすべてに✓)

65万円控除を受けるには上記8項目に✓

65万円控除を受けるには「複式簿記」に✓

相続は本年中に無ければ✓

本年1月16日以降に農業を開始した場合は記入

今回が初めての場合は「無」に✓

職業や屋号を記入 ※屋号がない場合は空欄でかまわない

押印する

住民票の住所・TELを記入

所得税の青色申告承認申請書

納税地

納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。

上記以外の住所地・事業所等

フリガナ

氏名 共済 太郎

職業 農業

屋号

生年月日

○大正
○昭和
○平成

平成29年1月以降の領収証は、必ず保管しておきましょう。

関係税理士

整理番号	関係部門	A	B	C
01				
通信日付印の年月日	確認印			
年月日				

☆この申請書は、お電話をいただけたらお届けします。

書き方や申請のしかたがわからない方は、NOSAIまでお電話ください。
「収入保険のこと」とお伝えいただければ、すぐに係が対応します。



臨時増刊号



政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした

収入保険制度の導入が決定されました。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に青色申告承認申請書を提出する必要があります。この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます。(申告時期は平成30年2~3月)

- 本所 / 089-941-8135
- 西条支所 / 0897-55-2955
- 宇摩出張所 / 0896-75-1231
- 今治支所 / 0898-31-2800
- 周桑出張所 / 0898-64-2055
- 松山支所 / 089-941-4623
- 上浮穴出張所 / 0892-21-0442
- 伊予支所 / 089-982-0534
- 喜多出張所 / 0893-23-3222
- 西予支所 / 0894-62-2123
- 八幡浜出張所 / 0894-22-1449
- 宇和島支所 / 0895-22-3536
- 南宇和出張所 / 0895-72-0201

愛媛県農業共済組合

収入保険制度のしくみ

収入保険制度に関する「農業競争力強化プログラム」の取りまとめの概要

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補償するしくみです。

○青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。

※5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、青色申告（簡易な方式を含む）の実績が、制度加入時に1年分あれば加入できます。なお、その場合の補償限度額は、申告実績が5年になるまで徐々に引き上げていく等の措置が検討されています。

○当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補てんします。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均（5中5）を基本とし、規模拡大など当年の営農計画等も考慮して設定します。

※補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。

※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

○農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

※保険料は掛捨てになります。保険料率は、今後変更があり得ますが、現時点の試算では、半額の国庫補助がありますので本人負担は1%となります。

※積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※収入保険制度と農業共済やナラシ対策などの類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。

豆知識 青色申告の主なメリット

○青色申告特別控除

「正規の簿記」の場合は65万円を、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能です。

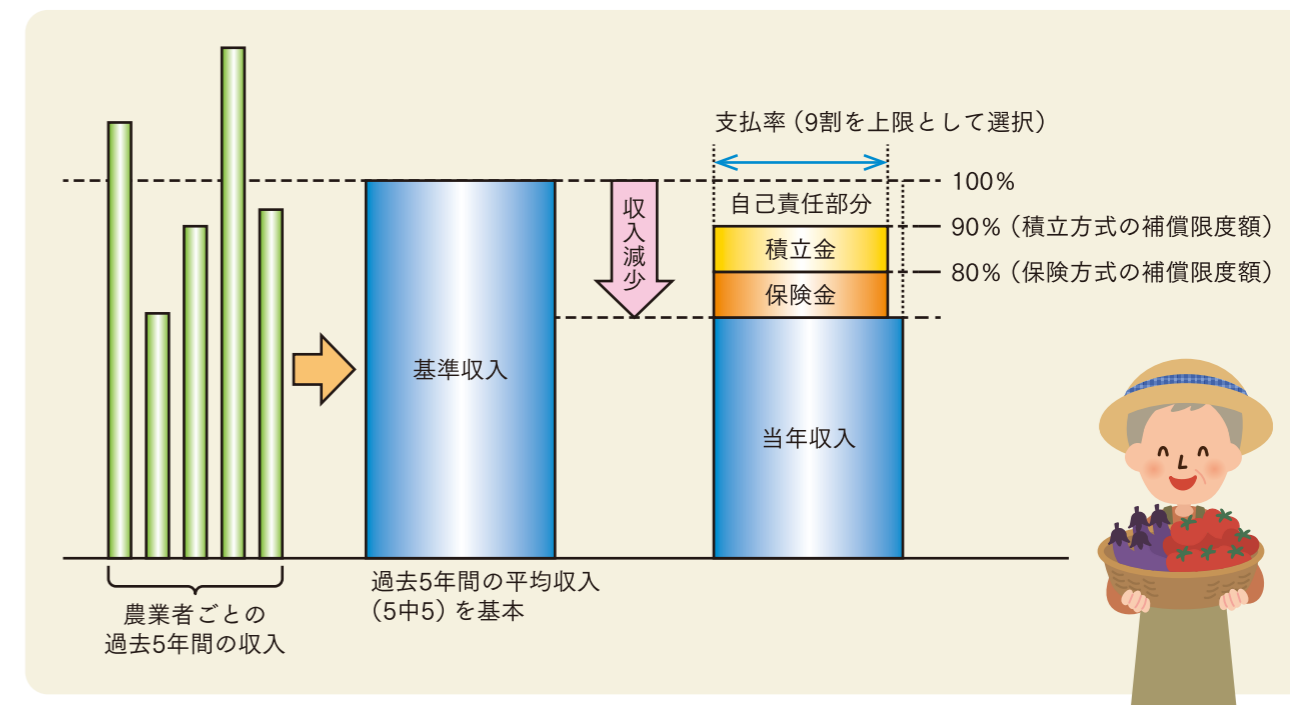
○損失の繰り越しと繰り戻し

損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。また、繰り越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

※帳簿を付けることで、自らの経営状況をつかみやすくなるとともに、金融機関からの信用を得やすいといった経営上のメリットも出てきます。



〈補てんのイメージ〉 5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割（保険方式+積立方式）を選択した場合



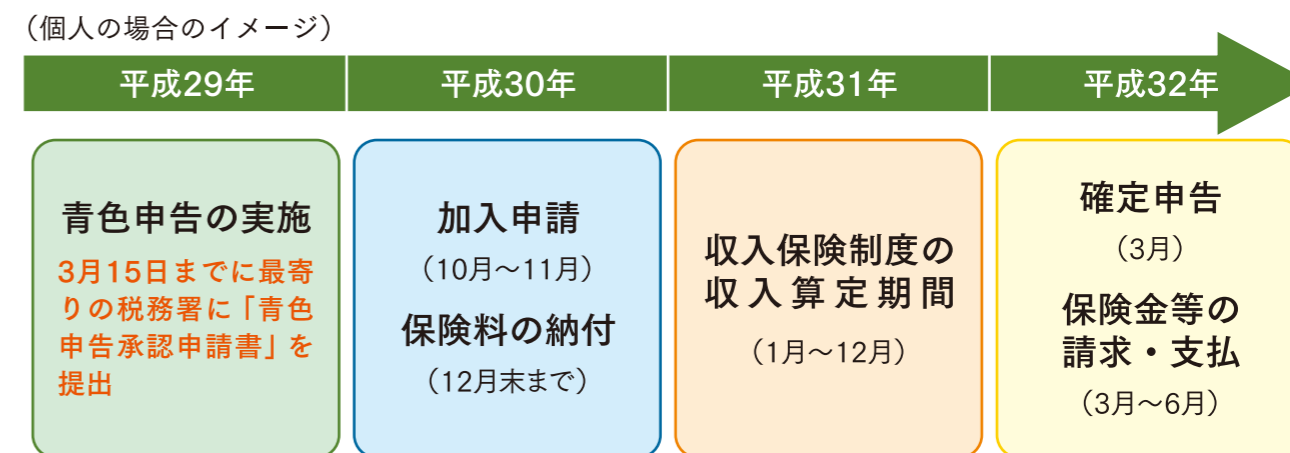
〈保険料・積立金・補償額の例〉 基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（8割が保険方式+1割が積立方式）、支払率9割を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金	補てん金額			補てん金を含めた当年収入 (対基準収入)
	収入減少の程度 (当年収入)	補てん金の合計		
保険料は、 7.2万円 積立金は、 22.5万円 合計 29.7万円		保険金	積立金	
	30% (700万円)	180万円	90万円	880万円(88%)
	50% (500万円)	360万円	270万円	860万円(86%)
	100% (0万円)	810万円	720万円	810万円(81%)

保険料は掛捨てになります。積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。

※現時点での大まかな試算です。加入するには、手数料が発生する場合があります。（農林水産省資料より参照）

〈加入・支払等のスケジュール〉（平成30年秋 加入申請開始を想定）



○平成29年分の青色申告を行うには平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。